社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員**であり、 地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の菅駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、 必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- ○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の 企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、 人々の自発的な学習活動を援助すること。
- ○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政の みならず、地域における多様な主体の地域課題解決の 取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等 を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」 (平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー:様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」 (平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- ○人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- ○人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- ○人々の力を引き出し、主体的な参画を促す ファシリテーション能力

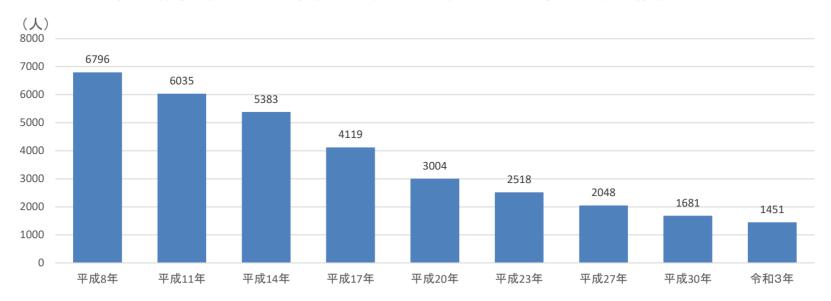
〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- ○生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- ○地域課題や学習課題の把握・分析能力
- ○社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- ○多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- ○学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- ○地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

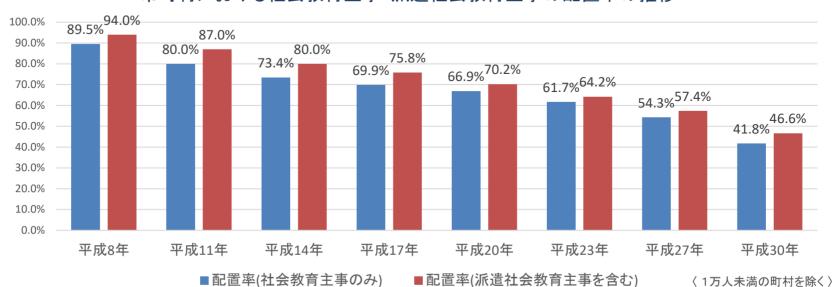
「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」 (平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布 (平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移





29.8 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

ポイント

社会教育主事が、

- ▶多様な主体と連携・協働し
- ▶学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い
- ▶学習者の地域社会への参画意欲を喚起して
- ▶学習成果を地域課題解決・まちづくり等につなげていく

ことができる実践的な能力を身に付けることができるよう、 カリキュラハを構築

特に、以下の能力が重要であり、

その基礎の習得が図られるよう留意

- ▶人と人、組織と組織をつなぐ 「コーディネート能力」
- ▶人々の納得を引き出す 「プレゼンテーション能力」
- ▶人々の力を引き出し、主体的な参画を促す 「ファシリテーション能力」

社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として、広く 社会教育関係者に認識。
- <u>社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点から</u>は、社会教育活動に携わる上で<u>社会教育主事</u> と同等の資質・能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用され、社会の各分野で教育 活動に携わり活躍できることが望ましい。

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について

(2020年4月施行)

改正の趣旨

- 〇 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- 〇 また, 講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう, 講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と, 養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、 社会教育主事の職務を遂行する ために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科 目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4 (選択) 必修)



科 目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
<u>社会教育経営論</u>	4
社会教育特講	8
<u>社会教育実習</u>	1
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3 〔選択〕 必修〕

<計24単位>

3.「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、2020年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

「社会教育士」の称号付与 (趣旨及び役割等)



称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が 求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- ○「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、N P Oや企業等の多様な主体と連携
 ・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野
 における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- 社会教育士

○ また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

法令根拠

社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号) (改正省令) 公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

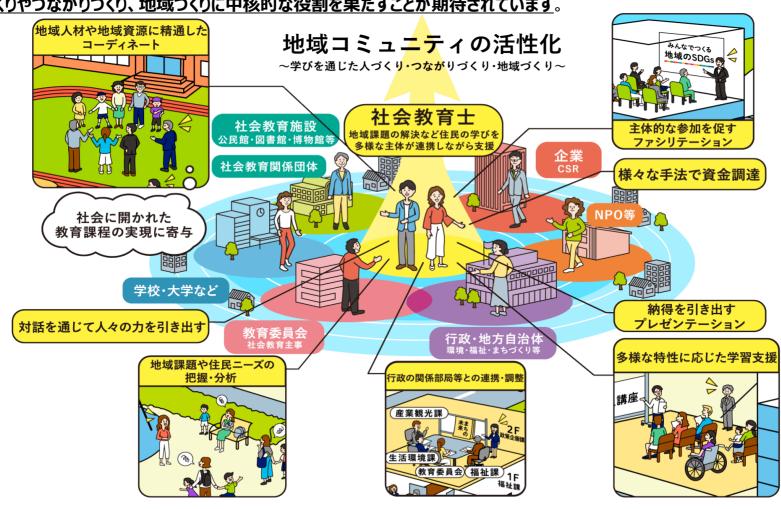
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	計
(内訳)主事講習	492人	1,414人	1,906人
(内訳)養成課程	214人	336人	550人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,456人

「社会教育士」について

「社会教育士」とは?~学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします~

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得したコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、教育委員会のみならず、 福祉や防災、観光、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、 人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。



社会教育士に関する記述のある方針・議論のまとめ等



●デジタル田園都市国家構想基本方針 ~抜粋~ 令和4年6月7日閣議決定

社会教育を基盤とした地域活性化

- 社会教育主事などの社会教育人材のICT活用スキルを向上させ、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進するとともに、社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進する。
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~

令和3年1月26日中央教育審議会

- 9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について ~ 抜粋 ~
 - (3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等
- 教師、事務職員等が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校 教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施 することなど、様々な場面での活用が考えられる。
- ●コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ

令和4年3月14日コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

~ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現~

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策 ~ 抜粋 ~

地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される。
- ●障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ

(令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

- (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策
- ③社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成
- <u>社会教育主事講習</u>や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させるなどして、関連領域の担い手を育成することも重要である。

社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果について

1. アンケートの結果概要

期間: 令和4年5月17日(火)~5月27日(金)

・対象者 : R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方

・依頼先 : 社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) * R2、R3年度実施機関

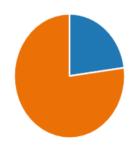
養成課程実施機関 4機関(抽出)

-回答者数: 781人 / 1,864人 中

(単位:人)

1. 修了年度

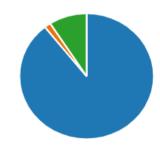
● 令和2年度 17 ● 令和3年度 60



2. 資格取得方法

社会教育主事講習(4科目8単1)696

大学養成課程(6科目24単位) 12



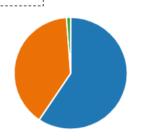
3. 性別

男性は59.4%、女性は39.5%である。

 男性
 459

 女性
 305

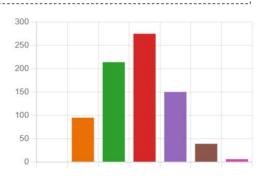
 回答しない
 9



4. 年齡

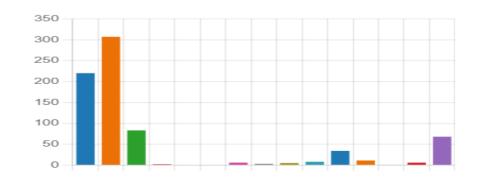
40代が35.3%と最も多く、次いで30代(27.5%)、50代(19.3%)の順に多い。





5. 職 業(受講当時)

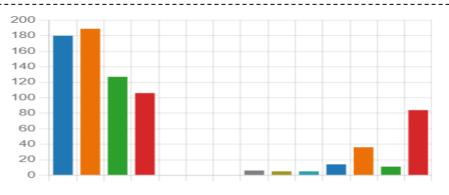
教職員	220
教育委員会職員	307
教育委員会以外の行政職員	83
NPO法人職員(福祉関係)	2
NPO法人職員(防災関係)	0
NPO法人職員(観光関係)	0
NPO法人職員(まちづくり関係)	6
NPO法人職員(教育関係)	3
NPO法人職員(その他)	5
独立行政法人職員	8
一般企業職員	34
学生 (教育学部・研究科)	11
学生 (その他)	1
無職	6
その他	68



6. 職 業(現在)



- ・受講者の約1/4にあたる189名の方が 社会教育主事に従事している。
- ・また、教育委員会以外の行政職が増えている。



7. 社会教育主事として活動していますか。

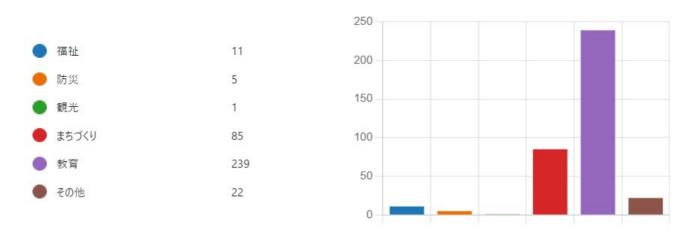
8. 社会教育士の称号を活かした活動をしていますか。





- ・社会教育主事として活動している人の割合は回答者全体の32.6%、
- ・社会教育士の称号を活かした活動をしている人の割合は44.2%である。

9. 8. で「はい」と回答した場合は、どのような分野で活動していますか。



社会教育士の称号を活かした活動をしている人は、「教育」の分野が最も多く、次いで「まちづくり」の分野となっている。

10. 「社会教育士」の称号を取得したことに対するあなたの評価として一番近いものを選択し、 その理由も教えてください。



「とてもよかった」「よかった」と回答した人の割合は、回答者全体の75.3%である。

- 11 社会教育主事・社会教育士の資格等を取得 した後、資格等の保有者とのネットワークがほしい という希望はありますか。
- 12. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取得 した後、継続学習の機会がほしいという希望は ありますか。





ネットワークや継続学習の機会がほしいという人の割合は、いずれも約75%となっている。

○記述式回答:主な回答のみ

①社会教育士の称号を取得したことに対する評価について

- 〇「とてもよかった、よかった」と回答した方(75.3%)
 - 社会教育の知識や必要性を再確認できた。
 - ・受講者と新しいネットワークができた。
 - ・学校だけでなく地域など社会全体を意識して、社会活動をするようになった。
- ○「どちらでもない」と回答した方(23.9%)
 - ・現在、社会教育主事として活動しているため。
 - ・社会教育主事・社会教育士の認知度が低い。
 - 活用できる場を見出せない。
- ○「あまりよくなかった、よくなかった」と回答した方(0.8%)
 - ・自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
 - ・派遣元の学校に社会教育の理解が低く、講習参加により、わだかまりができた

② 今後、資格等をどのように活用したいか

- ○地域と学校、家庭との連携など、つながりづくりに活かしたい。
- ○地域の課題解決やまちづくりに役立てたい。
- ○現在の仕事に活かしたい。

③資格等を活用していない要因は何か

(活用していない 55.8%)

- 〇現在の職業と併用することが困難。
- ○資格の認知度が低い。
- ○活動する場がない。

4 講習修了者同士のネットワークに期待するものは何か

(ネットワークの希望者 75%)

- 〇新しい情報や活動した実績などの情報共有ができる。
- ○社会教育士としての活動できる場所や職務等の情報提供。
- ○様々なことを相談できる交流の場がほしい。

⑤継続学習をしたい内容について

(継続学習の希望者 75%)

- ・最新の情報を習得できる講習会の参加(継続的な学びの場)
- ・社会教育の実践事例や取組等の紹介
- ・社会教育士の活用方策について

⑥その他、社会教育士等への意見について(1)

- ○社会教育士について
 - ・地域や社会はもちろん、学校現場等への認知度をあげてほしい。
 - ・社会教育主事の配置を充実させてほしい。
 - ・活躍できる場を提供してほしい。
 - キャリアパスを示してほしい。
 - ・社会教育士のメリットがわからない。
- ○社会教育主事講習について
 - 講習終了後に証明書やバッチなど身分を証明するものがほしい。
 - オンライン講座はありがたい。
 - 社会教育主事講習の必須化
- ○その他
 - ・講習修了者に対する処遇改善をお願いしたい。
 - ・活動実績に応じたポイント(レベルアップ)化の導入をお願いしたい。
 - ・学校管理職の講習への参加を努力義務化してほしい。
 - ・制度がよりよいものとなるように予算の獲得や進捗状況等のアウトプットが必要である。

司書

《司書の位置づけ》

図書館法第13条第1項において、公立図書館に当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員(司書及び司書補)を置くこととされている

<司書の主な職務内容>

- ◇ 図書館資料の選択、発注及び受け入れ
- ◇ 受け入れ図書館資料の分類及び蔵書目録の作成
- ◇ 目録からの検索、図書館資料の貸出及び返却
- ◇ 図書館資料についてのレファレンスサービス、読書案内
- ◇ 読書活動推進のための各種主催事業の企画、立案と実施
- ◇ 自動車文庫による巡回等の館外奉仕活動の展開 など

【参照条文】

- ·図書館法(昭和25年法律第118号)
 - 第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。
 - 二 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
 - 三 司書補は、司書の職務を助ける
- 第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。 第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)
- 第一 総則
 - 三 運営の基本
 - ① 図書館の設置者は、<u>当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意</u>しつつ、必要な管理体制の構築に努めるものとする。

【司書になるための資格取得方法】

- ①大学(短大を含む)又は高等専門学校卒業生が司書講習を修了し資格を得る。
- ②大学(短大を含む)で司書資格取得に必要な科目を履修し卒業を待って資格を得る。
 - →通信制・夜間・科目等履修を含む
- ③3年以上司書補としての勤務経験者が司書講習を修了し資格を得る。

司書講習(①③)

毎年7月~9月にかけて全国5大学程度で実施される。集中講習。

【受講資格】

- ・大学に2年以上在学(短大卒業者含む)し、 62単位以上を修得しているか、 高等専門学校を卒業していること。
- ・2年以上司書補として勤務経験があるもの。

【取得単位数】

必修11科目22単位、選択2科目2単位以上

(参考)司書補講習 (司書補になるための講習)

【受講資格】

高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの 又は高等専門学校第3学年を修了した者。

【取得単位数】

必修11科目15単位

司書養成科目開講大学(②)

全国200大学程度で開講される。

【履修方法】

- ・大学在学中に履修
 - →卒業と同時に資格を得られる。 資格証明書も得られる場合が多い (学長が発行)。
- ・大学卒業後に通信制などで履修
 - →資格証明書の発行はなし。 大学が発行する卒業証明書及び 図書館に関する科目の単位修得 証明書で証明。

【取得単位数】

必修11科目22単位、選択2科目2単位以上

公共図書館勤務者向けの講座・研修

講座:研修

図書館司書専門講座

新任図書館長研修

図書館地区別研修

【対象】公共図書館の勤務経験が 概ね7年以上で指導的な 立場にある司書

【主催】文部科学省 国立教育政策研究所

【期日】例年、6月に10日間程度開催

【対象】公共図書館に就任して 1年未満の図書館長

【主催】文部科学省 等

【期日】例年、9月に4日間程度開催

【対象】公共図書館の勤務経験が 概ね3年以上の中堅司書

【主催】文部科学省 開催都道府県 ·指定都市教育委員会

【期日】例年11月~2月頃に全国 6ブロックで開催(3~4日間)

司書数の推移



○割合の推移

<u> </u>								
	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
専任•兼任	76.9%	68.2%	55.7%	47.6%	36.7%	29.6%	27.1%	24.6%
非常勤• 指定管理者	23.1%	31.8%	44.3%	52.4%	63.3%	70.4%	72.9%	75.4%

出典: 社会教育調査報告書 (※R3は中間報告値)

□司書(専任・兼任)

司書教諭と学校司書について

	資格	業務内容	小学校	中学校	高等学校
司書教諭	教諭	○学校図書館を活用した教育 活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画 の作成 ・教育課程の編成に関する他 教員への助言	12学級以上の	D発令状況(令和2 96.9%	93.2%
学校司書	事務職員等	○日常の運営・管理○教育活動の支援	配置物	大況(令和2年5月1 64.1%	日現在)

(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

【参考】

○学校図書館法

第5条 学校には、学校図書館の専門的な職務を掌らせるため、司書教諭をおかなければならない。

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校 図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を 置くよう努めなければならない。

○学校図書館法附則

第2項 学校には、平成15年3月31日までの間(制令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、**司書教諭**を置かないことができる。

○学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令

学校図書館法附則第2項の制令で定める規模以下の学校は、学級の数(通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除した数(1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。)とを合計した数)が11以下の学校とする。

民間資格(生涯学習インストラクター、生涯学習 コーディネーター等)について

生涯学習インストラクター/生涯学習コーディネーターの概要

生涯学習インストラクター

■経過と趣旨

生涯学習審議会答申「生涯学習の基盤整備について」(平成2年1月30日)を受け、文部科学省の指導・支援のもと、人々の学習の成果を積極的に評価・認定し、全国各地の地域における多様な生涯学習活動を指導・補助する人材養成を図るため平成4年に開設。

■対象者

社会通信教育協会に加盟する学校法人、一般社団法人、一般財団法人が実施する<u>文部科学省認定社会通信講座</u>若しくは社会通信教育協会認定社会通信教育 育講座等を修了

→申請した後、審査を経て認定を受けた者

■資格名称·役割

- ・生涯学習1級インストラクター
 - →生涯学習活動における指導者
- ・生涯学習2級インストラクター
 - →生涯学習活動における指導者の補助

■人材情報提供

資格取得者の人材情報を市区町村(生涯学習担当セクション)へ送付。

生涯学習コーディネーター

■経過と趣旨

近年、生涯学習領域でのコーディネーターの配置の必要性が高まるなか、平成21年6月に本格的なコーディネーター養成・研修として「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」を開講。さらに生涯学習コーディネーターとして多様な地域課題に応えるため、平成25年12月に「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を開講。生涯学習支援実践講座修了者の学習の成果を評価認定し、生涯学習社会の実現に寄与。

■対象者

一般財団法人社会通信教育協会主催「<u>生涯学習支援実践</u> 講座生涯学習コーディネーター研修」、「<u>生涯学習支援実践講</u> 座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を修了 →申請した後、審査を経て認定を受けた者

■資格名称·課程

- ・生涯学習上級コーディネーター
- →生涯コーディネーター研修<mark>及び</mark>生涯学習コーディネーター新 支援技法研修を修了
- ・生涯学習コーディネーター
- →生涯学習コーディネーター研修<u>若しくは</u>生涯学習新支援技法研修を修了

■人材情報提供

資格取得者の人材情報を市区町村(生涯学習担当セクション)へ送付。

生涯学習インストラクター資格対象講座

(出典)一般財団法人社会通信教育協会資料(2022.6.27)

文部科学省認定社会通信講座実施団体

※14団体46講座(令和4年6月現在)

団体名	課程名	期間
	日商簿記検定講座3級コース	4カ月
	日商簿記検定講座3級コース(web版)	4カ月
	日商簿記検定講座2級コース	6カ月
一般財団法人日本通信教育学園	日商簿記検定講座3級・2級一貫コース	12カ月
	法制執務基礎講座	3カ月
	社会福祉法人会計の実務	6カ月
	現代統計実務講座	8カ月 6カ月
一般財団法人実務教育研究所	校正実務講座	6カ月
	生涯学習ポランティアコース	6カ月
	多変量解析実務講座	4力月
学校法人川口学園早稲田通信教育センター	早稲田速記講座全科コース	12カ月
子校広入川ロ子図平相田逓信教育センター	早稲田速記講座速習コース	6カ月
	POP広告実技講座(動画付)	4力月
一般社団法人公開経営指導協会	実践!仕事に活きるビジネスラッピングコース	3カ月
	ユニバーサルサービス講座	3カ月
	衛生管理者(第1種・2種)コース	6カ月
一般財団法人日本経営教育センター	行政書士コース	6カ月
	給与計算士検定・3級コース	3カ月
	地球科学コース	12カ月
	資源開発コース	12カ月
	材料工学基礎コース	12カ月
秋田大学理工学部通信教育講座	電気・電子基礎コース	12カ月
	電気系専門コース	12カ月
	電子系専門コース	12カ月
	一般科学技術コース	12カ月

	団体名	課程名	期間
		宅地建物取引士講座	6カ月
Ĭ	一般財団法人中央工学校生涯学習センター	漢字検定ゼミナール	8カ月
		竹内敏信の新・風景写真塾	6力月
	学校法人文化学園文化服装学院生涯学習部	文化服装通信講座服装⊐一ス	12カ月
	于快场人人10十国人10mx 于灰工柱于目中 ————————————————————————————————————	ファッションデザイン画コース	10カ月
		栄養と料理一般講座(基礎コース)	6カ月
٠	学校法人香川栄養学園女子栄養大学生涯学習センター	栄養と料理専門職業コース	12カ月
		栄養と料理 治療食コース	8カ月
	学校法人清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミア	現代きもの講座	12カ月
	公益財団法人日本英語検定協会	実用英語講座1級クラス	3カ月
	五世州四瓜八口平天田快足顺云	実用英語講座準1級クラス	3力月
		ペン習字基礎講座	6カ月
		ペン習字教育講座	12カ月
	公益財団法人日本書道教育学会	篆刻入門講座	7カ月
		書道基礎科講座	12カ月
		書道専攻科講座	24カ月
		音楽通論コース	6カ月
	<u>公益时间法人日本台学教育文化表现学</u>	ソルフェージュコース	6カ月
		和声学コース	6カ月
		作曲学コース	6力月
	学校法人NHK学園	古文書を読む 基礎	12カ月

生涯学習コーディネーター資格対象講座

(出典)一般財団法人社会通信教育協会 資料(2022627)を基に事務局で作成

文部科学省認定「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」

第Ⅰ単元

コーディネートの理解と技術

第1章 生涯学習コーディネーターとは

- 第2章 生涯学習支援とコーディネーター
- 第3章 生涯学習コーディネーターの心得、留音点
- 第4章 コーディネート・スキル
- 第5章 学校支援と地域コーディネーターの役割
- 第6章 さまざまな領域で求められるコーディネート機能【1】
- 第7章 生涯学習の理解【1】

第Ⅱ単元

地域学習情報活用の理解と技術

- 第1章 生涯学習支援と学習情報の提供
- 第2章 地域学習情報の収集・整理・発信の技術
- 第3章 学習成果の活用のための地域学習情報
- 第4章 地域学習情報と著作権
- 第5章 地域学習情報と肖像権、個人情報保護、情報モラル
- 第6章 さまざまな領域で求められるコーディネート機能【2】
- 第7章 生涯学習の理解[2]

第Ⅲ単元

コミュニケーションの仕方の理解

- ※受講期間・4か月
- ※生涯学習1級インストラクター 資格取得のための必修講座

※受講期間:4か月

- 第1章 コミュニケーションのとり方
- 第9章 心理療法の考え方
- 第3章 自己一致と傾聴・共感
- 第4章 リーダーシップとフォロワーシップ
- 第5章 さまざまな領域で求められるコーディネート機能【3】
- 第6章 生涯学習の理解【3】

第IV 単元

事業の設計とマネジメントにおける コーディネート

- 第1章 牛涯学習支援事業をコーディネートする
- 第2章 生涯学習支援事業とマネジメント・サイクル
- 第3章 生涯学習支援事業の評価の技術
- 第4章 ボランティアの組織をコーディネートする
- 第5章 さまざまな領域で求められるコーディネート機能【4】
- 第6章 生涯学習の理解【4】

「牛涯学習支援実践講座牛涯学習コーディネーター新支援技法研修」

第1単元

成人の学習の理解とV字型回復力・ 成長力(レジリエンス)

- 第1章 学習の理解
- 第2章 V字型回復力・成長力(レジリエンス)の育成
- 第3章 具体的な回復力・成長力(レジリエンス)の育成法
- 第4章 特論 生涯学習支援の技術と実践

第Ⅱ単元

地域におけるネットワーキングと 課題解決型学習の技法

- 第1章 地域コミュニティの再生と行政
- 第2章 ソーシャル・キャピタルと信頼、ネットワークの理解
- 第3章 地域における課題解決と生涯学習 第4章 特論 生涯学習支援の技術と実践

第Ⅲ単元

参加学習型とファシリテーション能力

第1章 参加型学習とワークショップ

第2章 ファシリテーション能力の向上

第3章 学習内容を深めるファシリテーションの実際

第4章 特論 生涯学習支援の技術と実践

第IV単元

学習相談と「他者と自己」

- 第1章 学習相談の理解
- 第2章 社会の中に生きる人
- 第3章 他者を知る
- 第4章 他者と関わる 第5章 自己を見つめる
- 第6章 特論 生涯学習支援の技術と実践

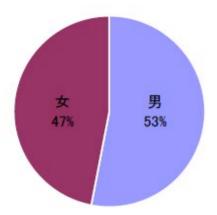
62

生涯学習インストラクター資格取得者構成 (令和4年3月現在)

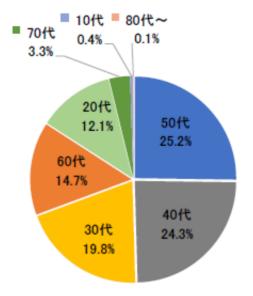
(出典)一般財団法人社会通信教育協会資料(2022.6.27)を基に事務局で作成

生涯学習1級インストラクター	5,950人
生涯学習2級インストラクター	25,490人
合 計	31,440人

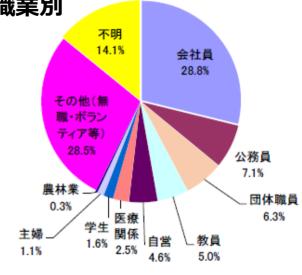
1. 男女別



2. 年代別



3. 職業別



4. 都道府県別

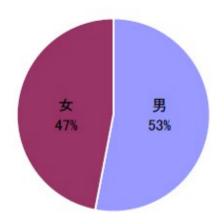


生涯学習コーディネーター資格取得者構成(令和4年3月1日現在)

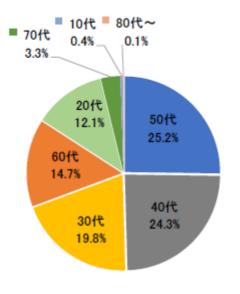
(出典)一般財団法人社会通信教育協会資料(2022.6.27)を基に事務局で作成

生涯学習上級コーディネーター	694人
生涯学習コーディネーター	4,710人
合 計	5,404人

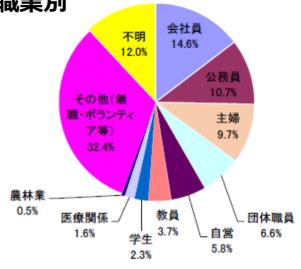
1. 男女別



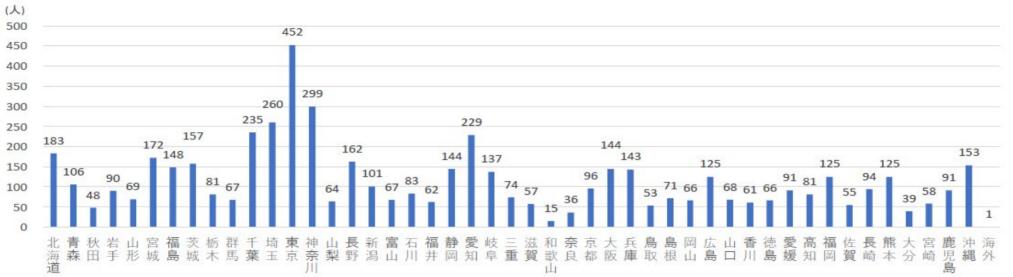
2. 年代別



3. 職業別



4. 都道府県別



生涯学習インストラクター・生涯学習コーディネーターの主な活動場と内容

<地域>

<幼稚園・保育園・学童クラブ>

昔あそび・折紙指導 絵本の読み聞かせ 保育ボランティア 見守りボランティア 他

<学校>

地域学校協働本部地域コーディネーター 放課後子供教室ボランティア 学校運営協議会委員 総合的な学習(探求)の時間講師 学習サポーター スクールガード 部活動指導 PTA活動・おやじの会 他

<公民館・生涯学習センター・コミュニティセンター>

講座講師 ボランティアコーディネーター スポーツホールボランティア 託児ボランティア 市民講座企画・運営 学習相談 他

<図書館・博物館・動物園・水族館>

読み聞かせボランティア 書架整理、絵本・紙芝居作成 古文書解読ボランティア 施設ガイド・展示案内 他

<高齢者・障がい者施設>

慰問活動 傾聴ボランティア レクリエーション指導 デイサービス介助ボランティア ホスピタルクラウン 他

<大学・企業>

社会貢献活動 ボランティアセンター 他

<NPO法人・グループ>

子ども食堂 子供の居場所づくり 観光ガイドボランティア 環境保全ボランティア 日本語教室

高齢者の居場所づくり 洋裁、着付け、書道、料理教室 フリースクール運営 他

生涯学習インストラクター・コーディネーターの会 (令和4年6月現在)

生涯学習インストラクター、生涯学習コーディネーターが中心に組織化し、 さまざまな生涯学習推進活動に取り組んでいます ※全国45団体(NPO法人3団体含む)



コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における 教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市 化・情報化等の経済社 会の変化
- 地域における地縁的なつ ながりの希薄化
- 地域の人間関係の希 薄化

等

学校を取り巻く問題の 複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
- 生徒・児童指導に関わる課題の複雑化
- 教員の働き方改革の必要

新学習指導要領の理念 「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して目標を学校と社会が共有
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ 地域の人的・物的資源の活用、 社会と共有・連携しながら、開 かれた学校教育を展開







地域



学校



◆ コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

等

◆ 地域学校協働活動、地域学校協働本部

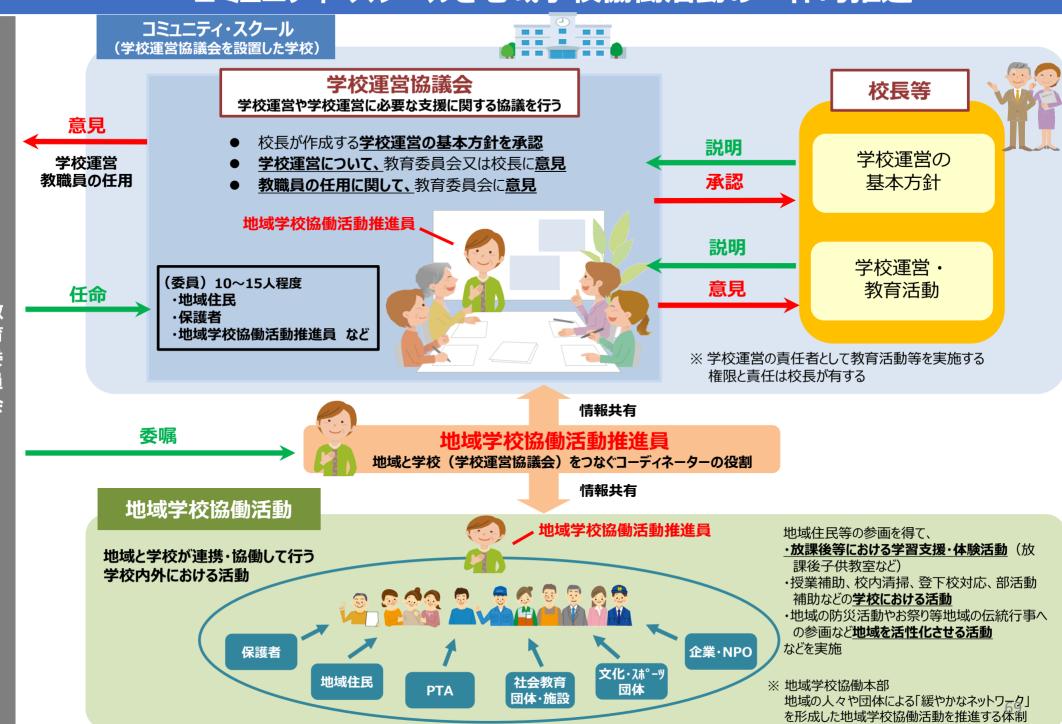
地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、 相互の連携及び協力に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域と学校の連携・協働体制構築事業

~コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進~

令和5年度要求·要望額 (前年度予算額 10,272百万円 6.859百万円)



背景

課題

➤ 予測困難なこれからの社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要

- ▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任 を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校(R3時点:11,856校)
- ➤ 社会教育活動である地域学校協働活動と密接につながることで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが必要

経済財政運営と改革の基本方針2022

(令和4年6月7日閣議決定)

- 第2章 新いい資本主義に向けた改革
 - 2. 社会課題の解決に向けた取組
 - (2) 包摂社会の実現(共生社会づくり) 地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの 導入を加速するとともに、…(略)

事業内容

【事業の概要】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する 自治体の取組に対する財政支援(自治体向け補助事業)

対 象 (交付先): 都道府県·政令市·中核市

① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること

学 件: ② 地域学校協働活動推進員を配置していること

補助率 . <u>国 1/3</u>、都道府県 1/3、市町村 1/3

(10,000か所×約98万円(国庫補助))

支援 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に

内容・係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等

【取組例】(岡山県浅口市)

コミュニティ・スクールでの協議により、**業務 の見直し**や**効果的な地域学校協働活動**を
実施し、**学校における働き方改革を実現**²



【具体的な取組】



(主なポイント)

- ▶ 地域学校協働活動推進員の配置
 - 10,000か所(31,000人)
 - → うち10,000人を常駐化(8,000人増)
 - → 新たに高校等 1,000人増
- ▶ 地域学校協働活動の実施
 - ① 学校の働き方改革に資する取組
 - ② 学習支援や体験・交流活動
 - → 特に、<u>困難を抱える子供への対応</u><u>企業等と連携した活動</u>学校の部活動支援との連携 等

課題に対応するための活動を充実

- ▶ 教育委員会の伴走支援体制の強化
 - CSアドバイザーの配置(都道府県等)
 - 研修の充実
 - デジタル技術の活用促進

【アウトプット(活動目標)】

- 地域学校協働活動推進員等の配置(R4) 30,000人 → (R5) 31,000人
- 地域学校協働活動(学校の働き方 改革に資する取組等)の充実

【アウトカム(成果目標)】

○ コミュニティ・スクール導入校数の増加

R4(予定) R5(予定) R6(予定) 14,000 权 20,000 权

○ 学校の働き方改革に資する取組を 実施する学校数の増加 (R3年度:55%)

【 インパクト、目指すべき姿 】

○ 全ての公立学校・地域において、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた

環境の一体的な整備

令和5年度要求,要望額 (前年度予算額

118億円 18億円)



方向性・目指す姿

- ○令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文 化環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体等や文化芸術団体等の整 備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。
- ○地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消。
- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことがで きる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
 - 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。

事業内容

I. 部活動の地域移行に向けた支援 88.1億円



- (1) コーディネーター配置支援等体制整備 (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネー ターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
- ・地域スポーツクラブ活動/文化倶楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・ 安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ②運営団体・実施主体の整備充実 (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1 地域スポーツクラブ活動/文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持 続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③指導者配置支援等体制整備等
- ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、 広域的な人材バンクを設置 (補助割合: 国1/3、都道府県2/3) する。
- ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。 (地域スポーツクラブ活動においては、日本スポーツ協会補助・日本パラスポーツ協会補助【再掲】)
- (4)参加費用負担への支援(補助割合:国1/2、市区町村(指定都市合む)1/2) ジ**シ川貝州貝担への文法** (補助割合: 国1/2、市区町村 (指定都市合む) 1/2) 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動/文化倶楽部活動に参加で きなくならないよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。
- Ⅱ. アドバイザー事務局の設置・派遣等



アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

Ⅲ、地域における新たなスポーツ環境の構築等

地域スポーツクラブ活動のモデル創出や拠点校における活動充実に向けた実践研究等を実施

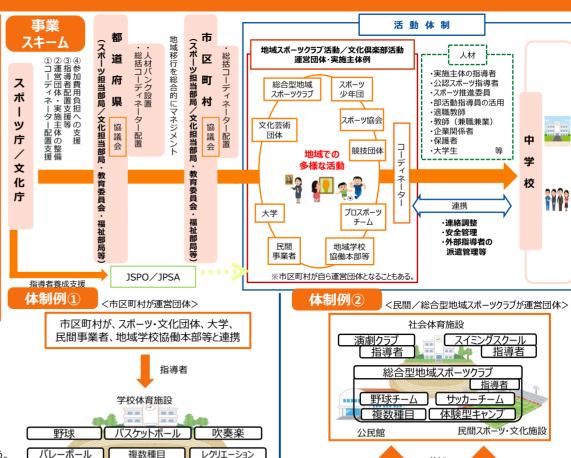
IV. 地域文化倶楽部支援事業 0.8億円

休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者や活動場所の確保等の対応を行う

V. 中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、 生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。 (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実 【21,000人(運動部:18,000人、文化部:3,000人)】



△△中学校 ◆◆中学校 ※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 本資料における「スポーツ には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。 体制例は、あくまでも一例である。

○○中学校

△△中学校

※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロバス配置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

- 第2章 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等
 - 1. 地域における新たなスポーツ環境の在り方
 - (2) 実施主体
 - 多様な実施主体としては、上記に述べたスポーツ団体等に加え、<mark>地域学校協働本部9</mark>や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、 学校と関係する組織・団体も想定する必要がある。
 - 9 コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等によるネットワーク体制
- 第9章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方
 - 1. 学習指導要領について
 - (1) 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な運動部活動の運営
 - ②求められる対応
 - ・地域の人々の協力、体育館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うこと

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年8月9日)(抜粋)

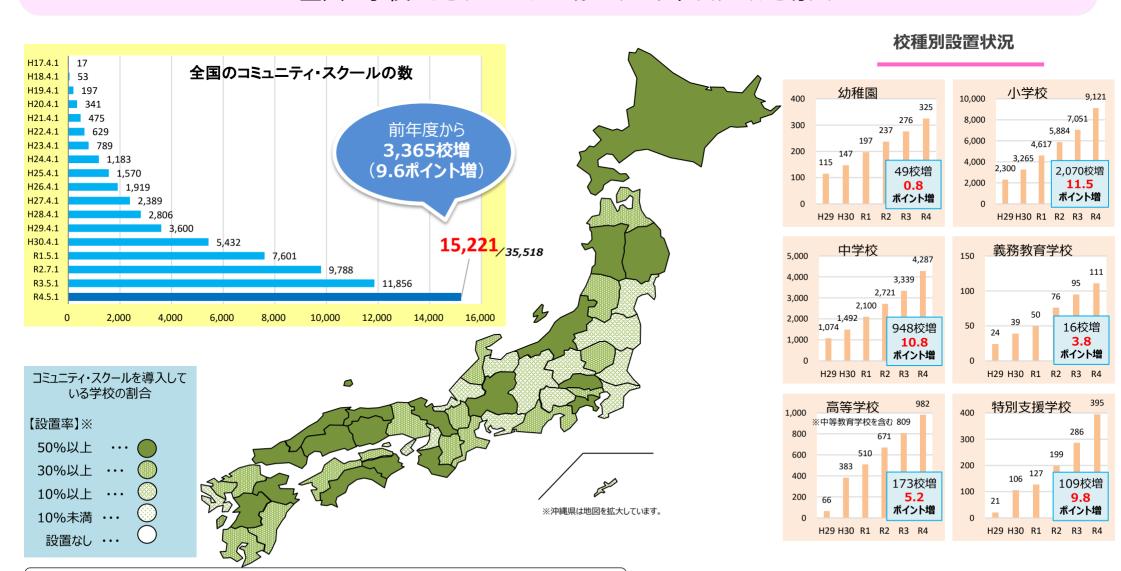
- 第2章 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等
 - 1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方
 - (2) 実施主体
 - 多様な実施主体としては、文化芸術団体等に加え、<mark>地域学校協働本部8</mark>や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、 学校と関係する組織・団体も想定する必要がある。
 - 8 コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等によるネットワーク体制
 - (5)活動場所
 - 文化部活動の地域移行の活動場所としては、中学校の音楽室、美術室等の施設をはじめとして小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの 積極的な活用、さらには<mark>社会教育施設</mark>や文化施設の活用も考えられる。
 - 2. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築の方法
 - (2)検討主体
 - ②求められる対応
 - 現状では各市町村において、学校の設置・管理運営を担う教育委員会の担当部署が中心となって進めているところが多いと考えられるが、地域において新たな環境の構築を全体として進めるためには、市町村において、当該市町村の文化振興担当部署や社会教育など生涯学習担当部署などが中心となって、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域の文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置する必要がある。
- 第9章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方
 - 1. 学習指導要領について
 - (1) 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な部活動の運営
 - ②求められる対応
 - ・地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うこと

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況 -学校数-

学校運営協議会を設置している学校数:47都道府県内 15,221校 (令和4年5月1日現在)

(幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395)

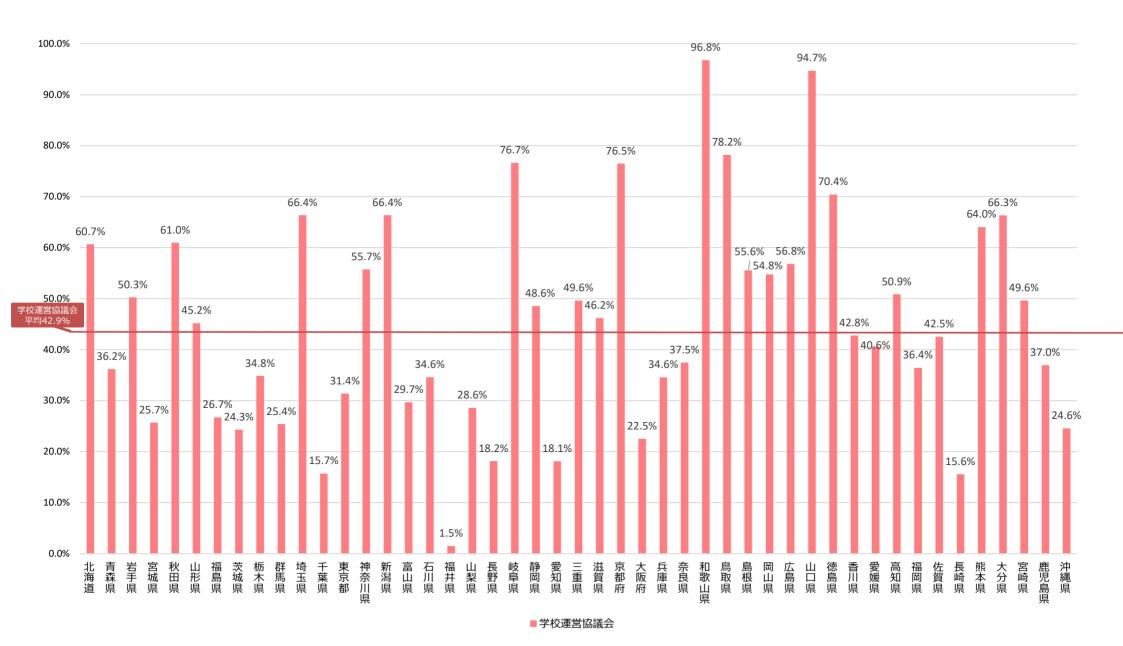
全国の学校のうち、42.9%がコミュニティ・スクールを導入



※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの導入率(都道府県別・全学校種)

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 15.221校(幼稚園: 325、小学校: 9.121、中学校: 4.287、 義務教育学校: 111、高等学校: 975、中等教育学校: 7、特別支援学校: 395)



[※] 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。

[※] 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(2022年5月1日現在)による。

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの内訳

地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

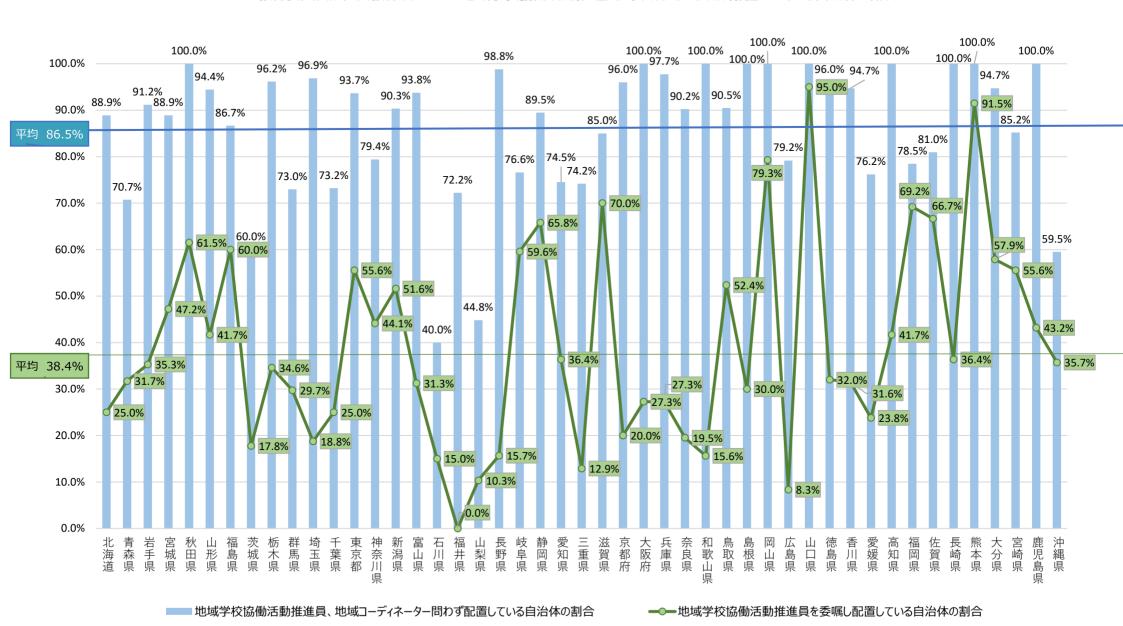
○ 地域コーディネーター

教育委員会が社会教育法に基づいた地域学校協働活動推進員として委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。統括コーディネータ―はこれらの者を統括する立場の者。

合 計 令和4年5月1日現在(年度内の予定を含む)	3 2,9 5 4 人(前年度31,012人)
地域学校協働活動推進員 (統括的な地域学校協働活動推進員含む)	11,380人(前年度8,843人)
地域コーディネータ ― (統括コーディネーター含む)	2 1,5 7 4人(前年度22,169人)

地域学校協働活動推進員等の配置状況(都道府県別)

地域学校協働活動推進員や地域コーディネータ―が配置されている(1人以上いる)自治体の割合と、 このうち教育委員会が社会教育法に基づき地域学校協働活動推進員に委嘱している者が配置されている自治体の割合



※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(2022年5月1日現在)による。

コミュニティ・スクール導入の効果・成果

学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係 者全員にメリットがある

【 CS導入校の校長を対象とした調査 】

Q: 貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか?

学校と地域が情報を共有するようになった

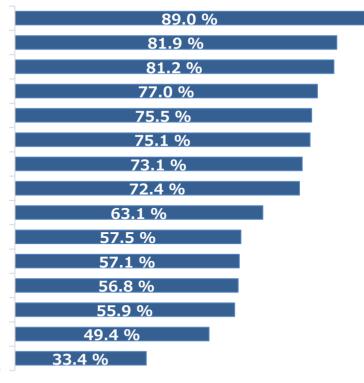
学校 (教職員) への効果

地域 (保護者含む) への効果

子供たちへの効果

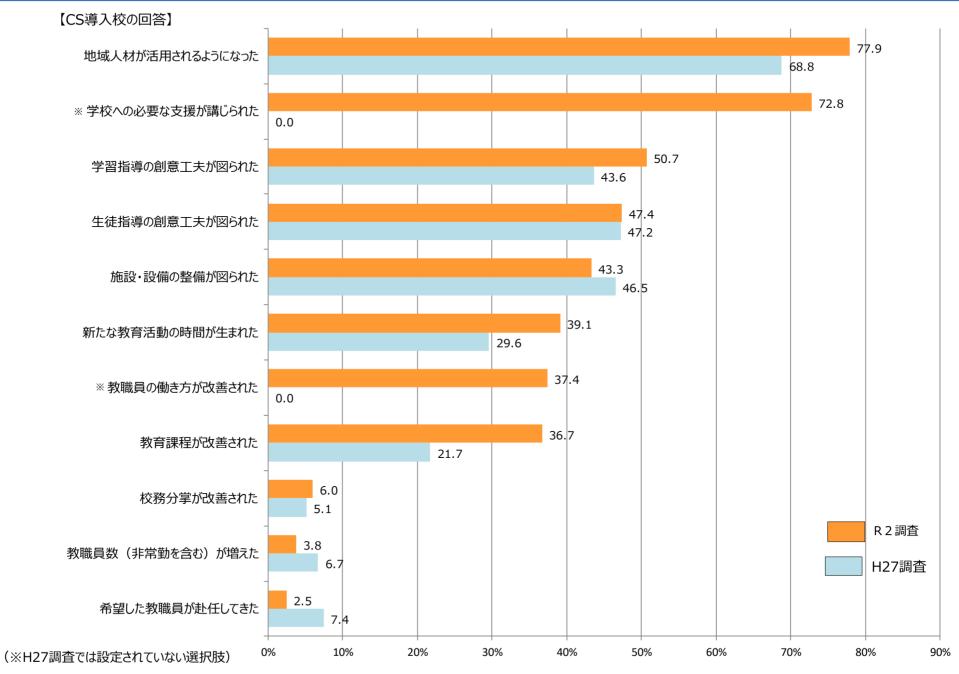
地域が学校に協力的になった 特色ある学校づくりが進んだ 子供の安全・安心な環境が確保された 地域と連携した取組が組織的に行えるようになった 学校関係者評価が効果的に行えるようになった 学校に対する保護者や地域の理解が深まった 管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされた 保護者・地域による学校支援活動が活発になった 校長のリーダーシップが向上した 教育課程の改善・充実が図られた 保護者が学校に協力的になった 保護者が学校に協力的になった 教職員の意識改革が進んだ 児童生徒の学習意欲が高まった

いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した



※ CS導入校(校長)を対象とした調査において、肯定的な回答(「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計)のあった項目のうち主要なものを抜粋 出典:学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究(2021.3)(令和2年度文部科学省委託事業)

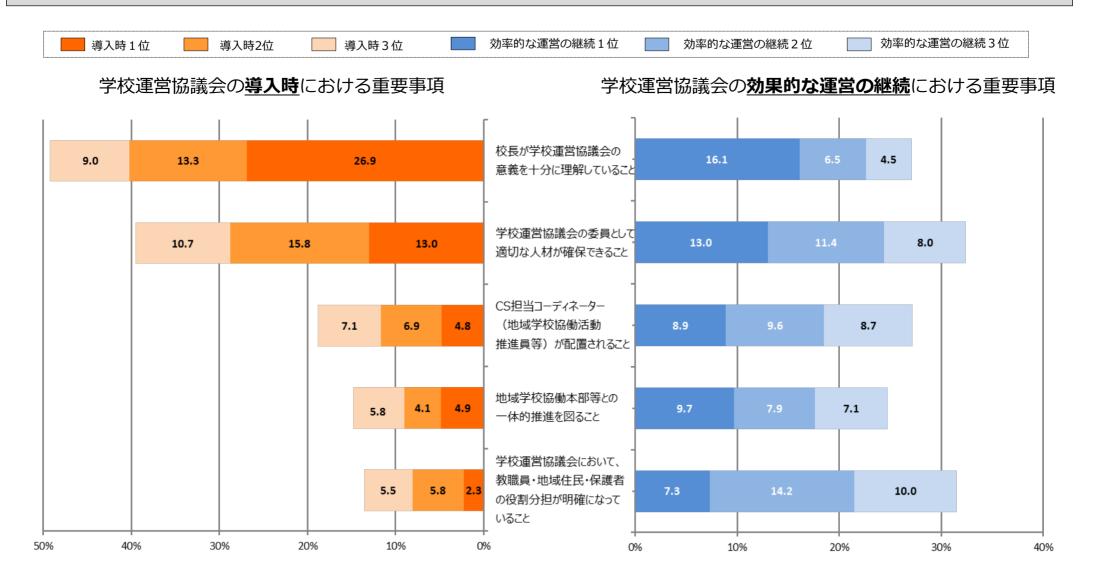
学校運営協議会の意見によって実現された具体的事項(CS導入校への調査)



(注) 値はそれぞれ選択肢「4何度も実現した」と「3少し実現した」の合計。

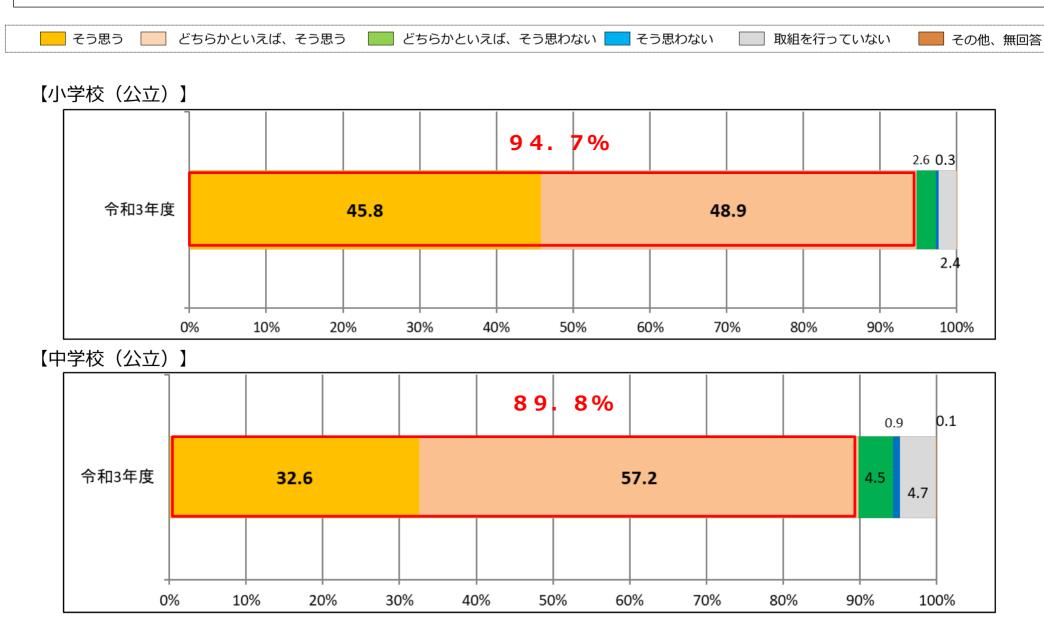
コミュニティ・スクールの導入・効果的な運営の継続における重要事項(CS導入教育委員会)

◆ 教育委員会が学校運営協議会の導入・効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、学校運営協議会に関わる校長の理解や適切な人材を委員とすることのほか、地域学校協働活動推進員のようなコーディネーターの配置や、地域学校協働本部の一体的な推進とする割合が高い。



地域学校協働活動による効果

◆ 保護者や地域住民との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。



【事例】 CSによる学校・家庭・地域の役割の明確化と連携・協働(東京都三鷹市)

三鷹中央学園では、学校の教育目標や育てたい子供像に基づき、学校・家庭・地域がどのように取り組むか、それぞれの役割を明確化した「パワーアップアクションプラン」を作成し、関係者の当事者意識を高めるとともに、相互に連携して教育活動を実施している

背景·取組概要

三鷹市三鷹中央学園(市立第四中学校、第三小学校、第七小学校)では、学校運営協議会において、学校の教育目標や育てたい子供像の実現に向けて、学校・家庭・地域と子供たち自身の取組を見える化した「パワーアップアクションプラン」を作成し、関係者に広く共有。アクションプラン全体の共有により、学校・家庭・地域の関係者それぞれが役割を自覚し当事者意識を高めるとともに、互いの取組を意識した積極的な連携にもつながっている

工夫・ポイント

- ◆ アクションプランは、学校運営協議会委員だけでなく、熟議を通じて小・中学校教員等、多くの当事者の声を活かして検討・作成
- ◆ 幅広い関係者全体に周知し、**目指す方向性やお互いの取組が** 共有され、連携することでより効果的な教育活動につながっている

特徴的な活動

- ◆ 学校・家庭・地域・子供<u>それぞれの役割・取組を見える化した</u> アクションプランを作成し、関係者全体で共有
- ◆ 学校運営協議会が広報を行い、保護者や地域の関係者に幅広く 周知し、アクションプランに基づく相互に連携した取組を実施

関係者の声

(学校) 「学校の役割が明確になり、それを**踏まえて家庭や地域に 働きかけられる**ようになった 」

(地域) 「熟議を通じて、**地域の行事を見直すきっかけ**にもなった」

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン (一部を抜粋、簡略化)



【事例】CSによる生徒指導上の課題解決の取組(福岡県春日市)

春日市の取組概要・経緯

- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入(18校中3校)、以降学校の自主性 を尊重し、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ 学校・家庭・地域の三者の双方向の関係構築による「共育」を特徴とし、学校への支援活動、 地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため自治会改革 を実施し、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の学校への権限委 譲や学校の業務負担軽減(研究指定の休止等)にも着手。

春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦労する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くはない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論を重ねた。
- ◆ 地域の側も、**率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ**、保護者・地域・教員・警察が 連携した夜間パトロール等を開始。結果として補**導件数は激減**。
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与したことも影響。



生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決(補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増)



卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」

(地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動) 【H29地域とともにある学校づくり推進フォーラム(東京)での登壇発言より】

生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」 (地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽) 「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのことに

「地域との関わりの中で、相手のことを考えることかできるようになったり、周りのことに 気づく力がついた」 (相手を思いやる心、気づく力の伸長)

地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」 (地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまなざし)

コミュニティ・スクールの成果

- ◆ 学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ
 - ・ 学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
 - ・ 夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
 - ・ 教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立

◆ 子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった

- ・ 補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
- ・ 生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
- ・ 安全、安心なまちづくり

【事例】CSによる学校における働き方改革の推進(岡山県浅口市)

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進

方針・目標の設定

取組の実践(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動)

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- ○コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル 5
- 職員会議·終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築

寄島小学校

チームによる対応

○ チームリーダー教員を中心に 取組を企画・検討し、学校運 営協議会を活用して、評価・ 改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、 共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に
- (例) <u>教職員、保護者、地域住民で熟議を実施</u>。参加者が共通理解した上で、 業務の廃止・簡略化を検討
 - →できる改善から速やかに着手



- ② 教育活動の再整理・再認識
- ▶ 熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を 再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる
- (例) 見直し: <u>一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更</u> 充実: 教職員チームによる地域の危険個所等のパトロールを強化
- ③ 地域と連携・協働した活動の実践
- ▶ 保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に
- (例) コーディネーターの一人(主任児童委員)が、<u>不登校児童に対して地域の立場からサポート</u>
 - → 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、保護者や地域のお墨付きのような もの。より積極的な改善も可能となる。実際に、改善実践後に保護者 や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」(校長)

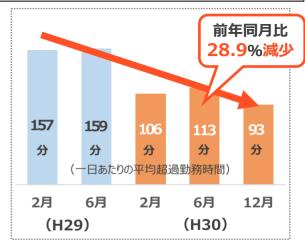
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する 意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果 があっ た	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時 間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

(鴨方東小学校資料より作成)

教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



(鴨方東小学校資料部の作成)

【事例】 CSによる学校と地域の防災体制の強化(熊本県(高等学校))

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体(市町村)との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

背景·取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制(教職員の役割など)が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、地域と一体となった防災体制の構築に向けて、「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、 学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**





特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施







関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
- (地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。|
- (生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ C S 導入状況(県立高校)
 - H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆避難所指定の協定締結数 40校(R2年8月時点)

[事例] 地域学校協働活動推進員を中心とした多様な連携・協働(東京都杉並区)

コーディネーターを軸として、学校・地域・保護者が一体となった学校支援 (杉並区立杉並第一小学校)

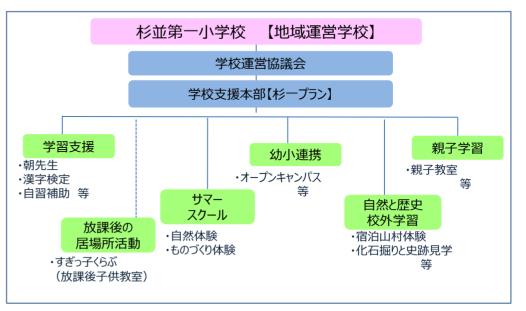
活動概要•目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉一」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

活動における丁夫・ポイント

コーディネーターが中心となり各活動を推進

- ○『朝先生」・・・授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、 担任と協力しつつ、計算チャレンジや百人一首等の学習支援活動を実施。
- ○「すぎっ子くらぶ」・・・放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは地域の住民で授業中の様子なども把握できるようスタッフと先生とのコミュニケーションを密にとっている。



【朝先生と 百人一首】

活動における成果

- ○「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた。
- ○「朝先生」について、児童からは「色々なことを教えてくれる」「いてくれて安心する」という声が聞かれ、教員からは「落ち着いた状態で始業できる」「多面的な児童理解ができる」といった声が挙がっている。また、令和3年現在では活動の内容が深まり、支援活動ではなく、朝先生自身が主体性を持ち、多様な工夫をして取り組んでいる。このことが、更に教職員からの信頼を得ることにつながっている。
- ○「朝先生」の力も向上しており、活動を通して「意欲」「やりがい」が増している。



【すぎっ子くらぶ の様子】



コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ (概要)

~ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現 ~

令和4年3月14日

経緯:平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加(令和3年5月時点で11,856校(全国の公立学校の33,3%)が導入)
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度(学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等) ➡ 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題(類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等) ➡ 関係者の更なる理解促進が必要

【 これからのコミュニティ・スクールの在り方 】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、<u>類似の</u> 仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校 種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う 地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、 教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課 後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、 地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- **教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援**(地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等)
- **教育委員会の伴走支援体制構築の支援**(都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等)
- **コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進**(教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等)

など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、 未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現 86

地域コミュニティに着目した他省庁の施策

(1)厚生労働省

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化

支え・支えられる関係の循環

~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出

地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- ◇多様な主体による、 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域





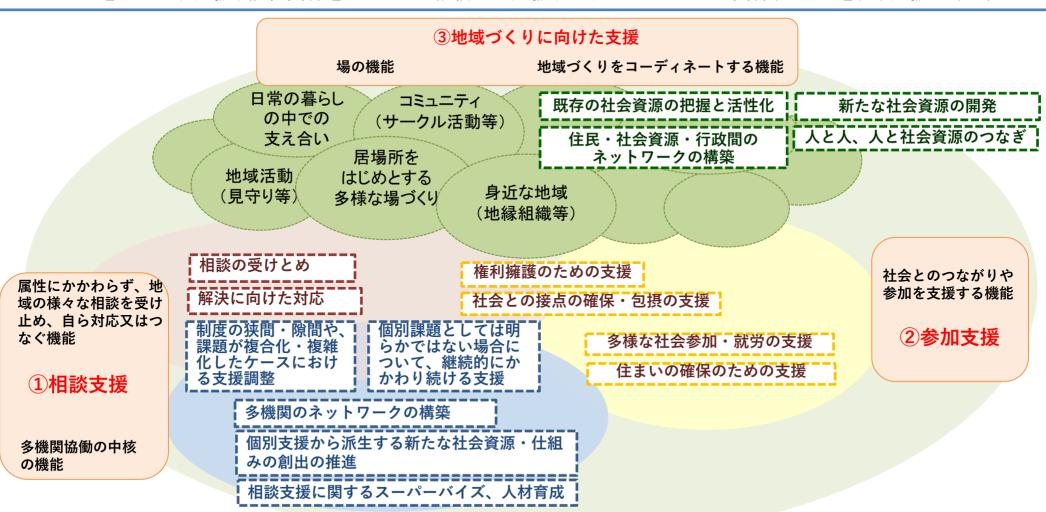




•••••

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の 支援を一体的に実施する事業を創設
- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本 人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



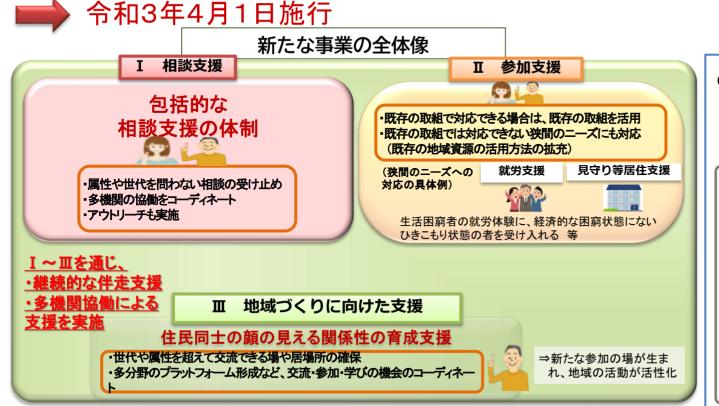
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 〇地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)ーつの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

- (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

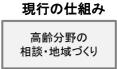
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I~Iの支援は必須
- 〇新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を 円滑に行うことを可能とするため、国の財政支 援に関し、<u>高齢、障害、子ども、生活困窮の各</u> 制度の関連事業について、一体的な執行を行 う。



障害分野の 相談・地域づくり

子ども分野の 相談・地域づくり

生活困窮分野の 相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を 問わない 相談・地域づく りの実施体制

重層的支援体制整備事業とは(社会福祉法第106条の4第2項)

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等			
第1号	1		【介護】地域包括支援センターの運営			
		相談支援	【障害】障害者相談支援事業			
	八	1口吹又]友	【子ども】利用者支援事業			
	_		【困窮】自立相談支援事業			
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組で は対応できない狭間のニーズについて、就労支援 や見守り等居住支援などを提供				
	1		【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定める もの(地域介護予防活動支援事業)			
			【介護】生活支援体制整備事業			
第3号	八	地域づくりに向けた支援	【障害】地域活動支援センター事業			
	=		【子ども】地域子育て支援拠点事業			
			【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業			
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新			
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新			
第6号		支援プランの作成(※)	新			

- (注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。
- (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
 - https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を 掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく



地域コミュニティに着目した他省庁の施策

(2) 総務省

地域運営組織について

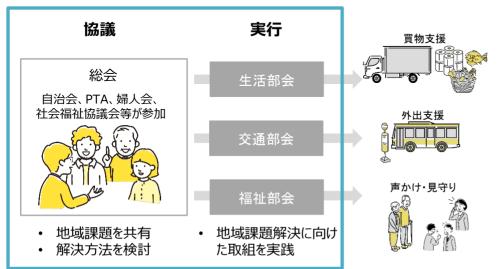


地域運営組織とは

- O 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの(一体型)や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの(分離型)など、地域の実情に応じて様々なものがある。

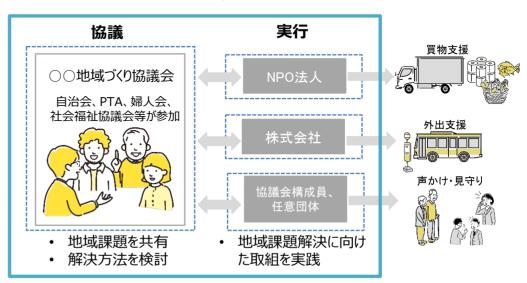
(一体型のイメージ)

○○地域づくり協議会 (=地域運営組織)



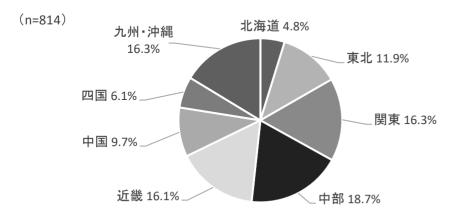
(分離型のイメージ)

地域運営組織

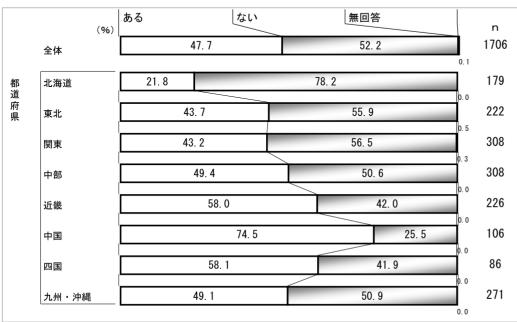


地域運営組織の設置状況

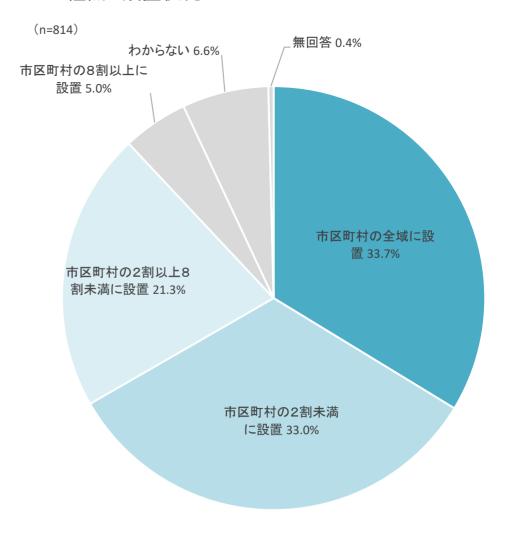
■ 地域運営組織を有する市区町村(814団体)の 地方別分布



■ 各地方における地域運営組織を有する市区町村の割合



■ 地域運営組織を有する市区町村内における地域運営 組織の設置状況



地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置

地方財政措置の概要

<令和4年度> ※下線箇所を追加

- 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】 地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - ① 運営支援(措置対象:事務局人件費 等)…普通交付税
 - ② 形成支援(措置対象:ワークショップ開催に要する経費等)…特別交付税
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

(措置対象:高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、

交流事業(子育て、親子、多世代)、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費等)・・・普通交付税

- ※1は、R3年度「地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更
- ※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置。措置率1/2・財政力補正
- 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

(措置対象:研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等) …特別交付税

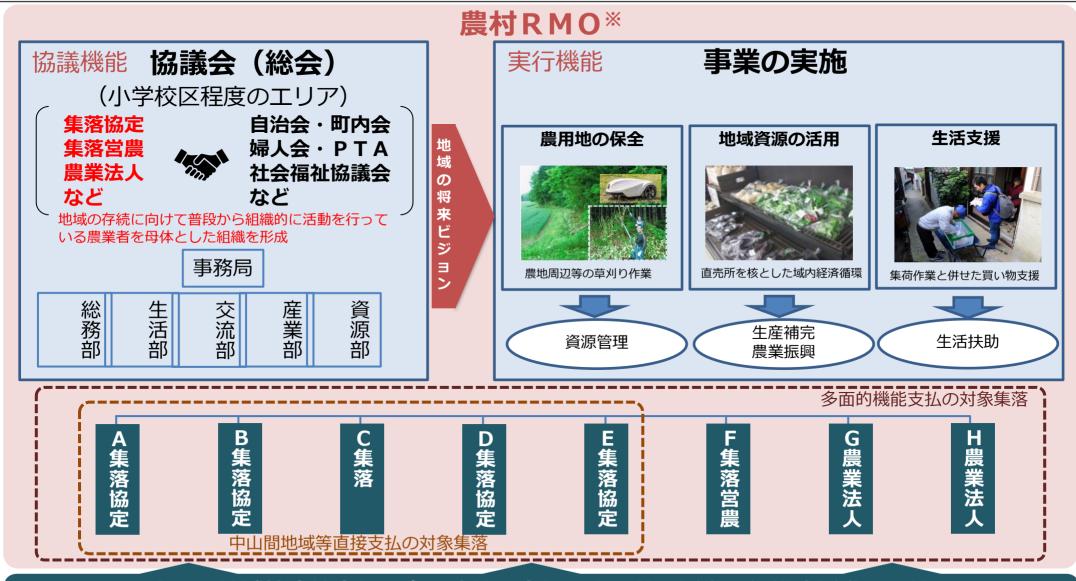
※措置率1/2・財政力補正

地域コミュニティに着目した他省庁の施策

(3)農林水産省

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織(農村RMO)のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の 関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の 生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

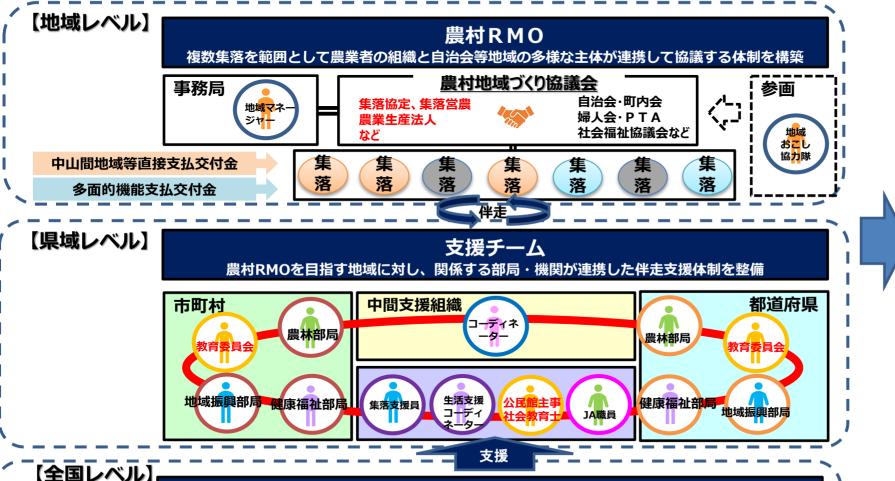


中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体(自治会・町内会、自治会等の連合組織など)をはじめ、NPO法人、 認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村RMO形成推進に関する推進体制について

農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進 体制の構築等を支援する。



部局横断的な農村 RMO支援チーム を形成し、農村R MO形成の伴走を 実践し、ノウハウ を蓄積



当該県におけるモ デル的な農村RM Oを形成し、横展 開

共通プラットフォーム

農村RMOに関わる事業者・関係機関等からの情報を集約し、情報発信や共有・交流を行う場を形成

研究会 (指導助言・評価)

研修 (スキルアップ)

フォーラム (普及啓発・意見交換)

Webサイト (情報共有・発信)



農村RMO形成の ノウハウを蓄積し 、全国にDNAを 普及

公民館で行政に頼らないまちづくり ~鹿児島県鹿屋市(やねだん)~

行政に頼らないまちづくりの実践。自治会が様々な活動で自主財源を確保、独自の福祉や青少年育成に取り組んでいる。住民の参加意識も高く、地域再生への挑戦として注目されている。

■やねだんの概要

鹿児島県鹿屋市串良町柳谷(通称「やねだん」)にある、人口300 人、65歳以上が4割という「過疎高齢化」の集落。自治公民館区が全 て自力で、土着菌を活用した畜産ふん尿の悪臭除去などの環境対策 や独居老人宅への緊急通報装置の設置、集落民の労働奉仕による 自前の運動遊園や歴史資料館の建設、地域おこしや教育、福祉等へ 活用するための自主財源確保のためのサツマイモ生産など集落民全 員が活躍できる場を数多く設け、行政に極力頼らない独自の集落づく りを進めている。

■具体的な取組

自主財源の確保

「サツマイモを育てて、東京ドームにイチローを見に行こう」という高校生向けのイベントをきっかけに、住民を巻き込んだ本格的なサツマイモ作りを実施。サツマイモ作りの収益金は、初年度が27万円、3年目で63万円、5年目で90万円。化学肥料をやめ、土着菌に黒糖や米ぬかなどを混ぜた有機栽培を実施。

やねだんオリジナル商品づくり

サツマイモを原材料とした『やねだん焼酎』を年間1000本から作りはじめ、10年目で収益が500万円に。収益については、緊急警報装置や、シルバーカー、寺小屋、『住民全110世帯に1万円のボーナス支給』で還元。

迎賓館事業

空き家を整備し、迎賓館として、移住希望のアーティストを全国公募。「アーティスト村」へ転換させ、子供達に夢を与え、お年寄りに生きがいを与え、空き家の襖にはアートが描かれ、閉店したスーパーがギャラリーに変わり、笑顔の写真や子供達の作品が並ぶ。6年前から7人の芸術家が居住している。







焼酎

迎賓館第1号館

特定非営利活動法人 立野福祉会

障がい者就労トレーニングファームチャレンジド立野

視察受入れ:可 報道機関受入れ:可

地域の高齢化による労働力不足の解決に向け、就労継続支援B型事業所「障がい者就労トレーニングファームチャレンジド立野」を運営し、佐渡市内の障がい者を受け入れ、農作業や地域のボランティア活動に取り組む他、古民家を改修したカフェ「アートサロン和(やわらぎ)」に障がい者が制作した絵画や工芸品の展示、農産物や加工品の販売も行っている。



基本情報

● 所在地:新潟県佐渡市

● 団体名:特定非営利活動法人

立野福祉会

● 取組パターン:福祉完結型

● 選定表彰:

平成26年 ぐっと賞(新潟NPO協会)

平成30年 感謝状(立野集落)

" ディスカバー農山漁村の宝

選定(北陸農政局)

● 主力商品・イベント:

米(自然栽培)、採種かんらん(キャベツ)、米粉菓子(ビスコッティ)、あんぽ柿、佐渡番茶(焙じ茶)、花卉(アスター、寒菊)、黒豆(自然栽培)、とうもろこし

取組の概要

- 障がいの程度により、作業を切り出し、各人の適正に応じた工程を任せることで、 効率化と障がい者のやりがいを創出している。
- 季節や天候に留意した作業内容や休憩時間等を取り入れることで、障がい者が働き やすい環境をつくり、就労人数の増加を図っている。
- かんらんやアサガオの採種、日本スイセンの球根栽培を取り入れ、工賃アップを 図っている。









		3	
	100		
			E
100	36		

項目	単位	取組当初	H28年	H29年	H30年	R元年	R 2年
障害者数	人	5	15	20	22	23	27
荒廃農地解消	а	8	11	11	14	24	27
工賃総額	千円	1,637	1,899	3,024	3,885	5,164	5,810

体制図 連携 特定非営利活動法人 •㈱造形社 運営 立野福祉会 ・(株)文化アディック 就労継続支援B型事業所 障がい者就労トレーニング ファームチャレンジド立野 •農業委員会 •地元農家 農園 アートサロン 農地・お茶畑・柿園地の受託 ハウス 和

取組の成果

- 障がい者の活躍により、耕作放棄地の解消と地域農業の維持が図られている。
- 受託作業に取り組む障がい者は、月5~6万円の収入が得られている。
- 6ヶ月以上の一般就労に繋がった方は、現在6名となっている。
- アートサロン和の開設により、地域との交流、さらに地域外からの 来訪者も増加し、地域活性化に繋がっている。

所在地▶新潟県佐渡市立野333番地

連絡先▶TEL:0259-67-7774 FAX: -

E-mail:challengedtateno@hitoxtoki.jp

ウェブサイト▶https://tateno-fukusikai.amebaownd.com/

島内企業の減少や 縮小。集落の高齢 化と農業の担い手 不足。

法人の社員10名は すべて集落の方が 担い、集落からの 協力体制が整う。

農地受託で農業委 員会に登録。認定 農業者取得。

農家が一番必要とする短時間労働の受託や集落の困り事(古紙回収、除雪など)解消で集落の一員として存在感が増す。

集落の高齢化により春の用水路の掃除への参加人数は2018年よりチャレンジド立野の方が多くなる。

2013年 4月~

2013年

7月~

2015年

4月~

2017年~

きっかけ

働きたくても働く場がない障がい者と、担い手不足の農業をマッチングする ため、小規模作業所を開設し、利用者5名、職員1名で農業を開始した。

NPO法人格を取得し、利用者を増員

- 「地域住民と一体で、農業を通して障がい者の自立と自律を支援し、地域活性化をする」 ことを目的に、企業の協力のもと、加工部門は作業所で、販売は協力企業が行う形で事業 スタート。
- 2014年4月、「地域活動支援センター」に改変し、利用者を7名とした。



- 「チャレンジド=挑戦という使命や課題、挑戦するチャンスや資格を与えられた人」という前向きな言葉を施設名として、農福連携を推進。
- 日本農福連携協会、自然栽培パーティ、JA佐渡自然栽培研究会に加入し、自然栽培取り組む。生産物を活用した加工品で製菓販売を行う。

障がい者就労トレーニングファームチャレンジド立野の定員を さらに増加。

- 2017年6月、定員15名→2018年、定員20名に改変。
- 2018年、農山漁村振興交付金を活用し、地域の方や障がい者の拠り所であり、情報発信の場となる、アートサロン和と加工場を開設。







今後の 展望

「挑戦する」気持ちを大事にし、「お互いさま」の精神で地域と ともに成長したい

- 更なる6次産業化を目指し、農産物加工施設の増設を検討する。
- 農福連携を推進するため、障がい者の働く環境を整備する。
- アートサロン和を通じ、農福連携の情報発信を行う。



